

令和 5 年 5 月 1 日

（仮称）横浜町風力発電事業環境影響評価方法書に対する 環境の保全の見地からの知事意見

1. 総論

（1）事業計画の検討等

本方法書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目を適切に選定し、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行うこと。

それにより、環境影響の重大性の程度を整理した上で、環境影響を回避又は極力低減するよう対象事業実施区域を絞り込み、風力発電設備の配置や仕様等を適切に決定すること。

また、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、事業性よりも環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、その検討過程を記載すること。

（2）事業計画の見直し

事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（3）累積的な影響

他事業者による既存及び計画中の風力発電事業との累積的な環境影響が懸念されるため、対象事業実施区域周辺における他事業の情報収集を行い、累積的な影響が想定される環境影響評価項目について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

（4）最新の知見の反映

本事業の調査、予測及び評価に当たっては、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて環境影響評価項目及び手法を追加するなど適切に調査を実施し、その上で、環境影響を可能な限り定量的な手法を用いて予測及び評価をすること。

（5）関係機関等との連携及び地域住民等への説明

事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。

また、対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏

まえ、関係機関等と十分に調整を行った上で、準備書以降の環境影響評価手続を実施するとともに、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音及び風車の影

ア 対象事業実施区域周辺には、風力発電設備設置予定位置から近距離に住居等が存在しており、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行った上で、風力発電設備を住居等から離隔するなど、風力発電設備の配置等を十分検討すること。

イ 環境騒音調査地点について、風力発電設備設置予定位置から最も近い 350m 地点の住居付近に調査地点を追加すること。

(2) 水環境

対象事業実施区域内の吹越川の支流等に工事の実施に伴う濁水が流入するおそれがあることから、当該河川の水質への影響を適切に把握するため、吹越川中下流域にも水質の調査地点を追加すること。

(3) 地形及び地質

対象事業実施区域の周辺には保安林、土砂災害特別警戒区域、海岸保全区域が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を制御し、自然環境への影響を回避又は低減すること。

なお、保安林は水源の涵養や土砂の流出防備などの公益目的を達成するため、特に重要な森林を指定しているものであることから、資材の運搬ルート沿いに存在する場合にも、尾根線、風衝地等での樹林の伐採や地形の改変等により保安林の機能低下を招かないよう配慮すること。

(4) 動物

ア 対象事業実施区域の周辺にはハクチョウ類及びガン類等の渡りルートがある他、オオハクチョウ、ガン類及びオジロワシ等の飛来地である小川原湖湖沼群などが存在する。

また、対象事業実施区域及びその周辺は希少猛禽類であるチュウヒ等が生息している可能性がある。

これらの鳥類に対する重大な影響を回避又は極力低減するため、地元の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により、調査、予測及び評価を行うこと。

調査及び予測の結果、これらの鳥類の渡りや生息環境に重大な影響が予測される場合には、風力発電設備の規模や配置等の見直しを含めた環境保全措置を検討すること。

イ 渡り鳥・希少猛禽類の定点観察調査地点が対象事業実施区域の西側に偏って分布しているため、東側にも調査地点を設けることを検討すること。

ウ 夜行性鳥類の調査について、専門家の意見を踏まえ、複数地点での録音調査を追加するなど適切な調査方法を選定すること。

エ 鳥類の調査について、専門家へのヒアリング結果を踏まえて調査、予測及び評価を実施するとしているが、方法書の調査方法に専門家へのヒアリング結果が反映されておらず、その理由が示されていないことから、準備書に調査方法の検討過程を記載した上で、その妥当性を改めて検討し、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

オ 動物（昆虫類）の調査について、専門家へのヒアリング結果を踏まえて調査、予測及び評価を実施するとしているが、方法書の調査方法に専門家へのヒアリング結果が反映されておらず、その理由が示されていないことから、準備書に調査方法の検討過程を記載した上で、その妥当性を改めて検討し、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

（５）植物

ア 工事の実施による土地の改変により、外来植物の生育範囲が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定する区域及びその周囲における侵略性の高い外来植物の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大しない施工方法等を検討すること。

イ 植物の調査について、調査すべき情報に緑藻植物を追加すること。また、調査の手法に、種子植物、シダ植物以外の分類群の調査方法が示されていないため、調査方法や調査期間等を示すこと。

(6) 生態系

対象事業実施区域は、植生自然度 10 に該当する植生が分布している。また、対象事業実施区域周辺は、海鳥繁殖地及び海鳥の重要生息地（マリーン I B A）になっており、植生自然度 9 及び 10 に該当する植生が分布しているため、風力発電設備の設置に伴う土地の改変及び施設の存在により、動植物の生息・生育環境に影響を及ぼす可能性があることから、可能な限りこれらの保全地域を避けるとともに、専門家から動植物の生態特性を聴取した上で適切な手法により予測及び評価を行い、大規模な土地の改変を回避又は極力軽減すること。

(7) 景観

ア 対象事業実施区域周辺には、鷹架野鳥の里森林公園、菜の花畑（菜の花フェスティバル会場）等の主要な眺望点のほか、烏帽子平自然の家や横浜南地区交流センター等の日常的な視点場が存在している。

これらの主要な眺望点や日常的な視点場等からの眺望景観に重大な影響が懸念されることから、十分な現地調査により、眺望点等からの景観の特性等を把握した上でフォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野等を考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、景観への影響を回避又は極力低減するため、配置や基数等を検討し、主要な眺望点から最大限離隔距離をとるなどの措置を講ずること。

イ 景観の調査について、風力発電設備の視認性は樹木の繁茂状況により変化することから、樹木の繁茂期及び落葉期を調査時期に設定すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域周辺には、吹越烏帽子岳やよこはまホテル村等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、風力発電設備の設置や工事用資材等の搬出入等、事業の実施により、これら活動の場の利用環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(9) その他

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、指定文化財である横浜町のゲンジボタル及びその生息地のほか埋蔵文化財包蔵地である松栄遺跡や雲雀平（1）遺跡等が存在しており、風力発電設備の設置や道路の拡幅工事、送電線の設置等により、これらに重大な影響を及ぼすおそれがあることから、影響を回避又は極力低減するよう、風力発電設備の配置等を十分検討すること。

イ 風力発電設備の設置及び道路の拡幅工事等により生じる廃棄物や残土について、その発生量や処分の計画、盛土量等を明らかにし、周辺環境に及ぼす影響を検討すること。